

かわさき市民オンブズマン
会報 第57号
隔月発行 2007年2月1日

主張 「税金無駄遣い川崎市の塩漬け土地問題」その後
（「抗議文」を出したいのは市長でなく市民の方だ） 代表幹事 江口武正 2

特定団体と不逞の輩 黒岩公平 3

参加者の声 4

10.28実行委員会からのお知らせ 5

KCT「損失補償」事件のその後 篠原義仁 5

自治体の損失補償「違法」判決が波紋（日本経済新聞2007年1月24日） 6

資料

株式会社テレビ朝日 代表取締役社長 君和田正夫様

川崎市長 阿部孝夫 7

関係企業代表者様

川崎市長 阿部孝夫 8

川崎市長 阿部孝夫殿

テレビ朝日報道局「スーパーモーニング」 9

阿部孝夫 市長殿

「こんな税金のムダ遣い、許せますか！ー川崎市民のつどい」実行委員会 10

十字路

気になる事、幾つか 望月文雄 11

都市経営とは何ぞや 佐々木玲吉 12

トルコ紀行 その7 ペルゲとアスペンドス（8日目） 望月文雄 13

会計報告 15

編集後記

2月拡大幹事会
てくのかわさきで開催

主張 「税金無駄遣い川崎市の塩漬け土地問題」 その後

（「抗議文」を出したいのは市長でなく市民の方だ）

代表幹事 江口 武正

2006年10月8日に我々が実施した川崎市内の「塩漬け土地バスツアー」の内容を10月27日にTV朝日が報道番組「スーパーモーニング」で放映した。それに対して阿部川崎市長は抗議文を10月31日に君和田TV朝日社長宛てに提出した。

川崎市はその抗議文を市のHPに長期間掲載し、又その抗議文を11月第1週にTV朝日当該番組のコマーシャル提供企業に送付した。

関連企業に圧力をかけた訳であるが、こういった抗議は前代未聞の行為であり、事実関係が明確でない時点での関係ない企業への抗議文送付は、行政機関である川崎市の行為として誠に大人気ないと言わざるを得ない。

阿部市長は悪名高い「塩漬け土地」を（ふんだんに市債を利用したとはいえ）かなり解消したと誇っていたところに、まだこんなに酷い「塩漬け土地」がごろごろしていると明確にバスツアーで指摘され、また川崎市職員は責任を取り、給与を半額にせよとTVのコメンテーターに厳しい指摘を受け、心底頭に来て放映後すぐに抗議したのであろうか。

しかしながら、当初から当問題に係わっており問題の本質を理解している我々からすれば抗議文を出すのは市長でなく、市長に対し市民の方が抗議文を出したいのだと言いたい。

TV朝日は11月15日に川崎市の抗議文に対し冷静に「抗議されるような報道はしていない」と項目別に回答を行っている。川崎市

はその反論に対して再反論もしていないし、TV朝日の回答をHPにも掲載していない。HPには川崎市の言い分を一方的に掲載したが、公平性をはなはだ欠いた行為である。

我々は11月21日に「こんな税金のムダ遣い、許せますか！—川崎市民のつどい」実行委員会として川崎市が行った抗議文に関連して公開討論会開催を申し入れたが、12月11日に「公開討論会開催は対応いたしません」と理由もなく無愛想な返答があった。我々はさらに責任ある立場の局長級以上との対話を要求し、今回の問題点について川崎市に抗議したい、経過から考えウヤムヤにしては絶対にいけない問題ととらえている。

以上の経過を見ると、そもそも抗議文提出の目的はなんだったのか疑問を感じてしまう。いたずらにTVの報道姿勢になん癖をつけるのではなく、このような土地を何故買い込んだのか究明することが何より大切なことだ。阿部市長は抗議文を出す前に率先して現地を視察するべきであった。

川崎市の抗議が抗議文を出すほどの内容でないことを、具体的に抗議文で検討してみよう、問題指摘は5点あるが1～4は若干抽象的なことであり、具体的事実を問題としている5番目の項目である王禅寺の土地を検討する。

項目5として「たとえば麻生区王禅寺の土地についても、横浜市側で公道（川崎市王禅

寺3号線)に接している、そこから直接公社保有地に立ち入ることが可能であるが、他人の土地を通らなければ立ち入ることはできない土地として放映するなど、事実を反する報道が多数なされていること。」と川崎市はTV朝日に抗議している。

私がTV朝日にかわり反論すると

- ・そもそも川崎市の代替用地として購入した土地に川崎側からの道がなく、横浜側にあると威張れることではない。
- ・現地を散々調査したものとして断言するが、横浜側には公道と称せる道はない。公道と言えば、車が通る舗装された道路を考えるが、山道があるが車は通行できない事は無論のこと、人も通常は通行しない、クモの巣が行く手を遮る山道のみ存在する。
- ・土地に立ち入ることが出来ると言い張っているが、横浜側は藪が深く、横浜側からは通常の服装で入ることは無理である。現実には私は横浜側から入れず、航空写真を手がかりに民家の庭を通る川崎側ルートを見つけたのだ。

結論としては川崎市の抗議はまったくの出鱈目であり、現地を確認しないで文章化したお粗末な内容である。

川崎市はこの王禅寺の土地を公園として買い戻したい意向の様であったが、川崎側から入れない森のような土地をただ名称を公園にして誤魔化すのは無理と感じ、2007年1月中旬に当初の目的を変更し緑地として川崎市は買い戻すそうである。

この土地は傾斜のある藪の深い森であり、代替用地として土地開発公社が本来絶対に買うべき土地でないことが重要であり、疑惑を感じるところである。

如何なる経過でこのような土地を購入したか調査することが現市長の実施すべき最重要課題であり、抗議文など出している暇はないと思うのだが。

特定団体と不逞の輩

黒岩 公平

塩濱け土地問題のバスツアーがテレビ朝日で放映され、これに対して阿部市長は抗議の文書をテレビ局に送りつけ、その中でこういう企画をした者を「特定団体」と非難したという。

何故企画市民団体の正式名称を用いなかったのか、われわれは特定団体と決め付けられた当事者として市に公開討論を申し入れたが、何の理由も付することなく拒否の文書回答を送って来た。これに対してわれわれは昨年12月26日、大雨の中、抗議集会を開き午後1時半から対市交渉を行い、再度公開討論会を行うよう文書で申し入れた。席上、特定団体とは何を指すか激しく詰問した。しかし市は一言も口を開かなかった。

私の辞書には特定団体とは「権力者が己の意に反する行動をする者を特定団体として排除すること」とある。気に食わない意見を言う者(団体)を特定団体として一蹴するやり方は、民主的な市長のやることではあるまい。独裁者のやることだ。真面目に塩濱け土地問題に取り組んでいる善良な市民をどうして特定団体と言わねばならないのか。良心的な市民の心を傷つけること甚だしい。

ここで、私は阿部市長の不遜な言葉を三つほど例示してみたい。一つは十年来闘っている「外国人への差別を許すな川崎連絡会議」が取り上げて撤回と陳謝を要求している「外国人は準会員」の発言である。二つは市長立候補に当たって、川崎・市民フォーラムが開催した公開討論集会において、阿部候補は「憲法改正に反対とか賛成とか言わなくても市長の職は務まる」との発言である。三つ目が今回の特定団体の発言である。嘗て吉田首

相は南原東大総長の吉田批判を「曲学阿世」と誹謗したことがある。阿部市長の心情と恐らく同じであろう。私は特定団体のその先に見えるものは阿部市長の辞書には、「不逞の輩」の3文字であると思う。「こんな税金のムダ遣い、許せますか！—川崎市民のつどい」実行委員会のメンバーは篠原弁護士以下不逞の輩であろう。勿論こんな文章を書く筆者のような小者もその1人に違いない。こんな輩を相手に公開討論会を開く必要はないというのであれば、自治基本条例が泣くであろう。

追記

私が活動家の友人に特定団体問題について話したら、米国のイラク最後通告を受け、小泉首相がいち早く支持を表明した時、岡崎知事、中田横浜市長、阿部市長のそれぞれの記者会見で見解を明らかにした新聞記事を送って来た。それによると岡崎知事（当時）は「現実には戦争が起きると何の罪のない、普通の人は何万人と死んでいく。戦争回避に努力すべきだ」中田市長は「国連中心、民主的な解決が望ましい。小泉首相は武力行使を支持しているが、どんな情報に基づいて判断を下されたのか分からないので推測で話しはできない。」

両者とも発言は慎重である。これに対して阿部市長の発言は極めて積極的である。「テロに対する米国の危機感私たちの想像以上に強いのではないか。戦争もテロもない方がいい。ただ平和、平和と口にするだけでは、平和は実現しない。米国と同調しつつ、厳しい対応をしてゆく必要がある。」（2003年3月19日、朝日、神奈川新聞記事）

権力志向者はより大きな権力にはただただ追従するのみ。阿部市長の一連の発言は全て本音、市民本位の市政など信じられない。

10月28日の「こんな税金のムダ遣い、許せますか！—川崎市民のつどい」に続き12月1日川崎市教育文化会館、同2日多摩市民館で報告集会が開かれた。以下に参加者の声を紹介します。

感想

- オンブズマンの熱意は十分に感じられ、同感応援したいと思う一方、緑地に対して今少し保存へのはっきりした言及、主張がほしい。王禅寺の物件などは絶好の緑地だと思う。
- かわさき市民オンブズマンの名前が話題になっている。本日、大変な力をいただきました。
- いつも関係者の集まりのようですが、もっと広く市民が知ってほしい。お金の流れを知りたい。責任追及の方法を知りたい。金を返させる。
- とても良い企画だと感じた。我々市民は知らないことが多すぎる。
- 失った金を取り戻すことはできそうにないが、責任は追及しなければ。
- かわさき市民オンブズマンががんばってやってるな位の程度の考えでしたが、もっと真剣に考えてゆかなくてはいけないとあらためて思いました。

是正策

- 皆で一生懸命やる他ないと思う。
- この重大な事実を広く知らせたい。多くの人と議論をしてゆきたい。
- 選挙の時投票呼びかけをして、このような話を伝えている。税金の使い道をチェックする機能を作れないか。首長、議員をきちんと選ぶこと。裁判中ですが、当時の関係者に責任を取らせたい。
- 市政に関わる全ての問題は、市民に公開す

- べきです。川崎市のオンブズマン団体は全国の団体と継続的連携が必要と思われる。又、独自のホームページを立ち上げて国民に知られる状況作りが必要と思われます。
- 川崎市の行政職員の質が非常に低い。(特にモラルが) 尤も他の地方自治体でも相当低いが、川崎市は職員の公民教育が必須である。「一生懸命仕事をした」から免責ということにはならない。各区の「たより」に全て掲載して区民がフォローできるようにしたい。
- もっと市民にしらせてゆかなくてはならないと思いました。

10. 28 実行委員会からの お知らせ

好評の映像手配します

2006年9月29日及び同年10月27日TV朝日放映の川崎市の塩漬け土地問題(南伊豆の市民施設建設用地と東和町の市民交流施設建設用地の追跡編及び市内塩漬け土地をめぐる10月8日のバスツアー編)を実行委員会ではビデオテープとDVDに録画して市民の皆さんのご利用をお待ちしております。

また、小集会を開催して上映なさる場合には実行委員会から解説者を派遣するなど問題理解の手助けを考えておりますのでお気軽にご相談ください。

お問合せは

川崎合同法律事務所気付
10.28 実行委員会
電話 044 - 211 - 0121
fax 044 - 211 - 0123

KCT 「損失補償」事件の その後

篠原 義仁

① KCT訴訟の審理中に入手した、平成17年時点での川崎市の損失補償にかかる協定(契約)の範囲は、多岐にわたっていた。

その筆頭が法(公有地の拡大に関する法律25条)の許容する土地開発公社の損失補償であるが、他方、この外にも、①川崎市社会福祉協議会②かながわ廃棄物処理事業団③川崎地下街株式会社④川崎市住宅供給公社⑤川崎市まちづくり公社等にかかる金融機関に対する損失補償が行われている。

ちなみに、その補償限度額は、例えば、川崎地下街(株)にあつては150億円、川崎まちづくり公社にあつては約2200億円と報告されている。倒産の危機が現実化しないと、川崎市の損失補償協定の履行問題は現実化しないが、それにしてもKCT住民訴訟の判決理由に照らしていえば、この損失補償の存在は到底許容されるものではなく、早期の解決が求められている。

② 一方、法の許容した土地開発公社についてみると(この外、地方道路公社法20条、都市再開発法116条も法が許容。但し、両者については川崎市が損失補償している例はない)、平成18年2月に発表された「平成17年度包括外部監査報告書」は、「長期保有土地」(塩漬け土地)につき取得価格が407億800万円、支払利息が190億3800万円、以上合計が597億4600万円であるとし、これらの土地は市の要請で買収したものであり、市に売却することを予定していた上、「このことは、市の財政上、59,746百万円が潜在的な債務負担になっていることを示して

いる。川崎市の平成16年度の「一般会計の決算」は、実質収支が567百万円の黒字となっているが、このような潜在的債務が存在していることが考慮されていない。したがって、このような債務をも考慮する必要がある」

と警鐘を鳴らした。

その塩漬け土地のうち、実額で最大のものが公法5条に基づいて川崎縦貫道の代替用地として「造船不況」の際、日立造船から取得した水江町の土地であるが(5万7336.28㎡。簿価234億5600万円、うち利息86億4300万円)、これについて包括外部監査は

「当該土地は、川崎市に簿価で売却するか、代替地として土地開発公社が直接相手先に売却するしかなく、代替地として以外に民間等に土地開発公社が直接売却することはできないが、現在、事業用地として市が取得する予定がなく、市の事業としての利用計画も現時点では具体性に欠けている状況である。また、川崎市の財政状態を考慮すると23,456百万円は大きな支出と考えられる。

また、当該土地の時価は下落しており、路線価で算定すると19,385百万円を含み損を抱えており、この含み損が外部売却により売却損として計上されると、土地開発公社は債務超過となり、経営上重大な支障をきたす恐れがある。」

と指摘するに至っている。

すなわち、合法的に行った土地開発公社の損失補償にも、黄ないし赤信号が灯るところとなっている。

③ 以上の総括的実態をふまえて、かわさき市民オンブズマンは、KCT判決を有効的に使うためにも川崎市の損失補償の各論的実態を、違法、合法にかかわらず全て洗い出し、その上でこの問題にどう対処するのか方向性を見定めることとした(昨年11月幹事会の確認)。

この確認に基づいて全ての損失補償協定に係る情報の公開請求を行い、その情報は12

月28日に開示されるに至った。

この情報の公開をうけて、かわさき市民オンブズマンは新年早々から今後の取り組みをどう展開するか、議論を行い、まず、川崎市に対し、「損失補償」の撤廃を求める申入れを行い(2月上旬予定)、その回答をまってひきつづく取り組みを検討することとしている(本年1月幹事会の確認)。

日本経済新聞

2007年(平成19年)1月24日(水曜日)

第三セクターが金融機関から借り入れる際に、自治体が金融機関と結んでいる損失補償契約を違法とする判決の波紋が広がっている。違法を盾にすれば、自治体が補償を拒否する事態も想定できるだけに、総務省への問い合わせも増えているという。



事の発端は、川崎市出資の三セクが経営破綻したのを受けて、市が損失補償契約に基づき九億円を金融機関に返済した件。市民オンブズマンは市に対し、補償金の返還を求める訴えを起した。

横浜地裁は昨年十一月、えは損失補償契約は不当と

損失補償契約は財政援助制限法が禁じる自治体の債務保証契約と同様とし、「違法」とする判断を下した。金融筋によると、こうした判決は初めてで、違法という見解は学説上も通説では

ないといわれる。

原告、被告とも控訴せず、この判決が確定してしまっただことが問題をさらに大きくしている。判決で横浜地裁は、当時の社会通念に沿

はいえないとし、返還を求めた原告の請求自体を退けるのではなく、「市側は勝訴した形となるのではないか」との見方もあり、判決が与える影響は小さくない。

総務省によると、昨年三月末時点で損失補償契約などの対象となる債務残高は資金調達すべきだ(自治体千三百二十三法人で計九兆三千八百五十三億円にも達する)という。判決直前にも三セクの金利負担を軽減するために金融機関と損失補償契約を結んで借り換えた自治体もある。補償契約を結んだ金融機関は大手銀行のほか地域金融機関にも幅広く及び、「仮に三セクが破綻した場合、自治体の中

には補償契約の違法を主張して返済を返さざることを求めた。市側は「実質勝訴」ともみられ、判決が与える影響は小さくない。

総務省は「三セクは原則として事業収益に基づいて資金調達すべきだ(自治体千三百二十三法人で計九兆三千八百五十三億円にも達する)という。判決直前にも三セクの金利負担を軽減するために金融機関と損失補償契約を結んで借り換えた自治体もある。補償契約を結んだ金融機関は大手銀行のほか地域金融機関にも幅広く及び、「仮に三セクが破綻した場合、自治体の中

(補)

18川企調第336号
平成18年10月31日

株式会社テレビ朝日
代表取締役社長 君和田 正夫 様



川崎市長 阿部 孝

報道番組「スーパーモーニング」の放映内容について

貴社の報道番組「スーパーモーニング」において、10月27日（金）に「利子だけで126億円ある…税ムダ遣い現場バスツアー」と題して、本市の先行取得用地の問題が放映されました。この件については、本市も事前にインタビューに応じるなど取材に協力いたしました。次のおり視聴者に誤解を与えかねない内容で放映したことに對して強く抗議いたします。

- 1 この問題に関する、本市の正式なコメント（別紙のとおり）をまったく取り上げないなど、特定の団体の主張に沿った、著しく一面的な視点で編集し放映したこと。
- 2 本市では、先行取得用地の問題に関し、その解決に向け、平成12年9月に全国に先駆けて、「土地開発公社経営健全化計画」を策定し、これを「第1次総合的土地対策計画」として着手して以降、第2次、第3次と総合的土地対策計画を策定し、計画的に取組んできたが、これまで先行取得用地を縮減してきた事実を一切取り上げないばかりか、問題が解決されず、これから永遠に利息を払い続けなければならぬと受け取られるような内容で放映したこと。
- 3 「たいへんなこと、とんでもないことが発覚しました。」「これが市民の皆さんにはほとんど知らされていない。」「と、本市がこれまであたかもこの問題に関し隠蔽していたかのような、リポーターやコメントの意図的な発言を放映したが、2



の計画の内容については、議会に報告するとともに市のホームページ等でも公開して積極的に市民へ周知しているところであり、まったく事実と反するものであること。

- 4 麻生区多摩美の土地について、「それほど利用されているようではありません。」とのリポーターの発言が放映されたが、「市民健康の森」は市民・行政の連携と参加による緑化の推進、里山の保全等に寄与し、市民の健康維持にも役立つなど、市民からの支持を得ており、高く評価されている施策であること。
- 5 その他の個別の土地に関しても、たとえば麻生区王禅寺の土地についても、横浜市側で公道（川崎市道王禅寺3号線）に接して、そこから直接公社保有地に立ち入ることが可能であるが、他人の土地を通らなければ立ち入ることができない土地として放映するなど、事実と反する報道が多岐にわたっていること。

総合企画局都市経営部企画調整課担当
財政局管財部土地審査課担当

044-200-2035
044-200-2837

18川企調第346号
平成18年11月 日

関係企業代表者 様

川崎市長 阿 部 孝 夫

テレビ朝日の報道番組「スーパーモーニング」の
放送内容に対する「抗議文」(写)の送付について

晩秋の候、貴社におかれましてはますます御清栄のこととお喜び申
し上げます。

さて、10月27日(金)に黒記報道番組におきまして、本市の先行
取得用地の問題について「利子だけで126億円あ然…税ムダ遣い現
場バスツアー」と題して放送がなされました。

本市といたしましては、事前のインタビュに於けるなど取材に協
力したにもかかわらず、視聴者に誤解を与えかねない放送内容となっ
ていたため、株式会社テレビ朝日に対して強く抗議いたしました。
つきましては、番組放送中に貴社のコマーシャルが放映されていま
したので、本市の抗議内容について御理解を賜りたく、参考までに「抗
議文」の写しを送付させていただきます。

なお、本市の株式会社テレビ朝日に対する抗議内容については、「川
崎市ホームページ」において市民の皆様にも周知していることを申し
添えます。

〔 総合企画局都市経営部企画調整課担当 044-200-2035
財政局管財部土地審査課担当 044-200-2837 〕

1	企 業 名		代 表 者 名
	本 社 所 在 地		
1	ライオン株式会社 〒130-8644 東京都墨田区本所1丁目3-7	取締役社長 藤 重 貞 慶	
2	松下電器産業株式会社 〒571-8501 大阪府門真市大字門真1006	取締役社長 大 坪 文 雄	
3	三井不動産株式会社 〒103-0022 東京都中央区日本橋室町2丁目1-1	代表取締役社長 岩 沙 弘 道	
4	財団法人 日本船舶振興会 〒107-8404 東京都港区赤坂1丁目2-2 日本財団ビル	会 長 征 川 陽 平	
5	三菱自動車工業株式会社 〒108-8410 東京都港区江南2丁目16-4	代表取締役社長 益 子 修	
6	東京ガス株式会社 〒105-0022 東京都港区海岸1丁目5-20	代表取締役社長 鳥 原 光 憲	

川崎市長

阿部 孝夫 殿

平成18年11月15日

東京都港区六本木6-9-1

テレビ朝日 報道局

「スーパードリーミング」



10月31日付「抗議文」について

拝啓 秋分の候、ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成18年10月27日に放送致しました当社の番組「スーパードリーミング」の報道内容に関する書面を拝読致しました。社長宛の書面でしたが、ご指摘のありました点につきまして、番組の責任者である小嶋がお答え申し上げます。

本番組は、川崎市の先行取得用地の実情を題材として、納税者の立場から、地方自治体の公費使用状況を考察・検証することを目的として、真摯な取材活動に基づいて放送したものです。特に、財政破綻や血税の無駄遣いの問題が注目されている昨今、その実情を取材し紹介することは、納税者の知る権利に寄与するものと考えております。

以下、このたび書面でご指摘のあった点について回答致します。

(1) 本番組では、10月18日に財政局管財部土地審査課の和田篤治課長及び総合企画局都市経営部企画調整課三橋秀行主幹にインタビュー取材をさせて頂きました。その際、先行取得用地問題の責任の所在に関して明確なお答えをいただくことができませんでしたので、10月23日付で再質問状を送付いたしました。ところが、10月26日付で三橋主幹からいただいた回答書でも、やはり責任の所在に関するお答えはなく、その他の部分につきましては、前回とほぼ同じ内容でしたので、先のインタビュー-VTRの方を使わせていただいた次第です。

(2) 本番組では、和田課長の「市のほうで再度、事業の見直しをさせて、今後、健全化計画を作って計画的に公社保有地の縮減に努力している」とのご発言、さらに、三橋主幹の「早期にこういう先行取得の保有土地があるという状態を解消する」ということで計画的に縮減を図って取り組んでいる」とのご発言のVTRを紹介させていただく形で、川崎市の総合的土地対策計画の取り組みについて取り上げております。

(3) 確かに川崎市のホームページには、2の計画内容について掲載されておりますが、市民の大多数がホームページを見ていないとは言えないでしょうし、また、市民の多くがこの問題を知らないのが現状ではないでしょうか。現に、今回のバスツアーに参加した市民のほとんどが、実情を知ってたいへん驚いておりました。私どももいたしましたし、この問題を取り上げ広く報道していくことは、納税者の知る権利に寄与する公益性の高いものと考えております。

(4) 麻生区多摩美の「市民健康の森」につきましては、バスツアーが訪れた際、天気がいい日曜日にもかかわらず、ほとんど利用者の影がなかったことに対し、「それほど利用されているようではありません」と取材者としての感想を述べたものです。緑化の推進等に「まったく利用されていない」とは申ししておりません。

(5) 麻生区王禅寺の土地につきましては、取材の際に植木の地元住民から、私有地を獲らないと川崎市側から立ち入ることが出来ない旨の証言を得ました。後日、三橋主幹にインタビューさせていただいた際、そのことを指摘しておりますが、それに対して特段、異議が唱えられることはありませんでした。

以上、私どもの報道の意図をご理解いただければ幸いです。

当番組では、常日頃から真実に迫る報道の重要性を強く認識し、また今後とも公正な取材及び報道を心がけていく所存です。ぜひ今後とも私どもの取材に對しまして、ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具



2006年12月26日

「こんな税金のムダ遣い、許せませうか。」

「川崎市民のつどい」実行委員会

(連絡先事務局)

川崎市川崎区砂子1-10-2ノシオ砂子802

川崎合同法律事務所内

かわさき市民オンブズマン

申入書

日頃からのご奮闘に心から敬意を表します。

① 私たちは、10月8日に「塩漬け土地バスツアー」、10月28日に表題のつどいを開催し、塩漬け土地問題の解決につき、下記の提言を確認しました。

- 1 「損切り」売却等によって塩漬け土地の早期解消をはかること
 - 2 原因究明と再発防止対策を早急に確立すること
 - 3 関係職員(旧・現)の責任追及と損害賠償請求を直ちに行うこと
 - 4 1、2、3を三位一体のものとして位置づけ、総合的対策を実施すること
- 次いで、12月1日及び12月2日に川崎の南北をつなぐ市民のつどいを企画し、南伊豆保養所用地の超安値売却と、東和町保養所用地の無償譲渡問題を総括し、同時に損切り売却や利用目的の変更を行う場合であっても、売却先並びに売却後の土地利用の形態、取得(利用)目的の変更に伴う土地利用の形態、内容についても市民参加と議会チェックの必要性を確認し、前記提言にこれを加えることとしました。

② 他方、この間、川崎市は、塩漬け土地問題を取り上げたテレビ朝日「スーパーモーニング」の報道(10月27日放映分)に対し、川崎市長が10月8日付の「報道番組『スーパーモーニング』の放送内容について」と題する抗議文を送り、川崎市のホームページにその旨掲載するに至りました。

私たちとしては、私たちを「特定の団体」と決め付けた上で、テレビ朝日に対しいくつかの問題を提起し、これを論議していることについては、当事者として

黙通しえないとして、11月21日、6項目にわたる公開討論のための質問内容を明示して、公開討論会の開催を求める申入を行いました。

これに対し、川崎市は回答期限である12月11日に至り、郵便にて何らの理由を付することなく、そして私たちが提起した質問内容に一書も言及することなく、三下り半的に「公開討論会」の開催につきましては、本市として対応することはいたしません」と回答を行うに至りました。

これは、自ら「抗議」と称して論戦を挑み、かつ、問題提起をしておきながらそれに対する質問や討論を問答無用とばかりに切り捨てるもので、市政のあり方の根本に関わる問題についての無責任な対応といわざるをえず、不誠実きわまりない回答となっています。

これに加えて、11月29日付新聞報道によって、川崎市がテレビ朝日への前記抗議に加えて番組スポンサー6社にもその抗議内容を伝え、スポンサーに圧力をかけて言論弾圧、言論介入を行うおとした事実が判明するに至りました。

これは、報道の自由との関連で憲法違反に通ずる問題であり、民主主義の根幹を揺るがすものとなっています。

その一方で、川崎市は、自らの抗議文については、1ヶ月有余にわたってホームページに掲載しながら、その抗議に対するテレビ朝日側の回答についてはこれを掲載しない対応をとりつづけています。これは、民主的な討論を尽くすという意味においてアンフェアな態度というほかに、市民との関係では「自ら進んでの情報の公開は行わない」という頑なな姿勢を示すもので、全く許容しがたいものとなっています。

③ 以上の事実を総合すると、私たちは川崎市のこの間の対応は、民主主義に反し、まわめて無責任、不誠実と評さざるをえず、本申入書において断固抗議する次第です。

同時にこの問題の解明、解決のためには私たちの提案した「公開討論会」の開催は必要不可欠であり、再度、公開討論会の開催を申入れる次第です。



気になる事、幾つか

望月 文雄

1、河川敷の値段

昨年10月8日の「知ってびっくり『塩漬け土地バスツアー』」では通過してバスの窓から歩道橋を垣間見るだけだった幸区幸町2丁目567-1他という土地への疑問なのです。

なぜかという、施設の殆どが河川敷のほずです。歩道橋は道を挟んで、土手と道脇の空地になり、そこは河川敷とはいえないと思うのですが。

路線価という価格には場所が河川敷だという認識はあるのでしょうか。多摩川は国土交通省の管轄である国有地のほずです。この辺の事情が納得できないのです。ツアーのときの資料は土地開発公社から入手したもので、昨年初夏から幾度か勉強会でも使われています。それには平成17年度の路線価が17万円とあり、取得路線価が43万円とあります。取得路線価は普通の路線価の2.53倍にもなり非常に高額ですが、私には平常の路線価17万円も河川敷の値段にしては高額であるように思えるのです。

2、Google で見た政務調査費 Web

昨日1日かけてグーグルの政務調査費ウェブを探索しました。後学のために、特徴の幾つかと紹介します。

1) 政務調査費という項目の検索結果

約709,000件

2) 政務調査費 監査請求 検索結果

約84,200件

3) 政務調査費 収支報告書 検索結果
約171,000件

4) 政務調査費 判例 検索結果
約157,000件

5) 政務調査費 情報公開 検索結果
約294,000件

6) 政務調査費 訴訟 検索結果
約166,000件

7) 政務調査費 カーナビ 検索結果
約9,430件

8) 政務調査費 使途基準 検索結果
約93,900件

総計1,516,130件もがウェブ上にサイトを公開しているのです。凄い数値ですね、驚きました。しかし、商業新聞の範囲では報道は限られたものでしかありません。

最初の政務調査費という項目の709,000件の内の始めの110件のタイトル検索を試み、神奈川県内のものをチェックしますと、行政のものが横浜市2件、鎌倉市2件、横須賀、藤沢、相模原各市が1件ずつ、都合7件。市民団体は神奈川ネットワーク、ネットワーク横浜が各1件。個人では高野暁子というひとが、横浜市議会の給付条例改正について意見を述べているようでした。(まだサイトを開いていません)。

Webサイトで報告が整理されているのは全国オンブズマンのサイトです。自治体としては長野県が整理した報告書を纏めています。内容は報告されていることと政務調査費の関連が明確に理解できないという難点を受けました。

残念ながら私が調べた範囲では川崎の事例は1件も見当りませんでした。これからの分野なのでしょう。

都市経営とは何ぞや

佐々木玲吉

最近、各自治体で都市経営という言葉が流行しているそうです。最初に使用したのは神戸市で宮崎市長だそうです。横浜市も2003年4月都市経営局が発足しています。

川崎市も2005年4月に総合企画局の企画部が都市経営部に変更されました。このことはマスコミの報道にはなかったと思われます。

この度川崎・市民フォーラムより「都市経営とは何ぞやということでフォーラムが開かれる。」と連絡がありましたので参加してみました。(1月17日中小企業婦人会館)その時感じたことを述べてみます。

ところで経営と言えば、私共はすぐに企業経営という概念が浮かびます。いくら投資して効率的に組織を動かしていくからリターンが、利益があるかということです。この言葉からして行政が都市経営をするとはどういうことなのでしょう。

都市経営部主幹による市側の説明を聞いてみましょう。

「都市経営とは都市が持つ資源を有効に活用して都市がめざす目標を効率的、効果的に達成していくこと。」と定義しています。そしてその具体化として川崎市の場合は次のようになるそうです。

- スリムな行政体制を徹底すること
- これからの環境変化を踏まえた持続可能な政策執行を進めること(公共公益施設、都市基盤整備の見直し、市民サービスの再構築、すべての政策を体系化してコストを把握)
- 地域の強みや地域資源を最大限に活かしていくこと(相対的に豊かな税収構造)
- 行政サービスを点検・評価・改善するしくみをつくること

ということになるそうです。

ところでこの構想に関して市議会で質疑が行われています。2004年7月28日

菅原敬子(民主・市民連合)議員 市民をどのようにとらえているのか。市長「行政サービスの顧客として市民は何を望んでいるのか、解決すべき課題に対して施策が有効に機能しているかなど顧客志向を重視してまいります。」

市古映美(共産)議員 これでは行政がサービスを売り、顧客がそれを買う。つまり受益者負担が前提にされている。一番大切にされなければならない主権者の視点が極めて弱い。

佐藤喜美子(神奈川ネット)議員 市民が望んでいるのは適切な行政業務が行われているかどうかということであり、お客様としてとらえるのは如何なものか。

等々であります。

もとより組織はその時の長の考えにより、内容も名称もそして人事も改変されるものでありますが、行政をスリムにし都市基盤を整備し、地域資源を最大限に活用するという場合、これらは一体誰のために行うのか。又行政サービスを点検・評価そして改善という言葉もできますが、点検・評価は誰がやるのか明文はありません。経営という言葉からそれは行政がそしてその長がやることになるのでしょう。これらからみれば市民は顧客だなどといっても結局は市民不在、無視、行政の一方通行になる可能性が高いといわざるを得ません。

ところで市長が阿部氏になった途端に、市の財政は危機的状況にある、財政再建団体に陥る可能性があるとして、行政による多くの市民サービスが切り捨てられ或いは縮小されてきました。

私の知る範囲でも、敬老パス、高齢者介護援助手当、長寿祝い事業、学童保育等は廃止され、ゴミ収集事業は縮小、下水道料金は値上げ等があります。

又「民間でできるものは民間で」との小泉内閣の方針を受け入れて、各種公的機関の民間委託即ち指定管理者制度が導入され、完全民営化の方針も矢継ぎ早に打ち出されてきています。

これらを更に加速し体系化させるため今回の都市経営部は設置されたとみるのは私だけでしょうか。

市民住民の生活・福祉をないがしろに、南伊豆或いは東和町の莫大な税金のムダ遣いには蓋をし責任追及もなし得ず、住民苛めに専念する今の市政には充分監視の目を光らせて行きましょう。

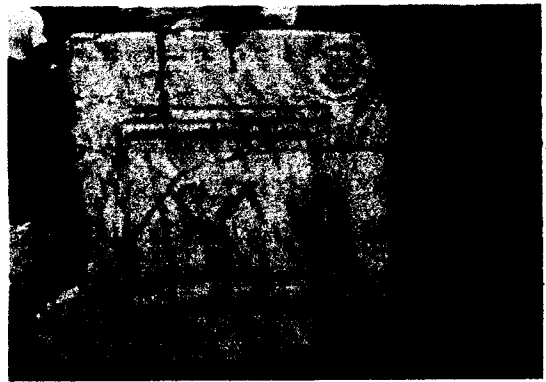
トルコ紀行 その7 ペルゲとアスペンドス (8日目)

2006年6月10日

望月 文雄

ペルゲとアスペンドス観光はアンタルヤ到着の翌日に行われたオブションツアーだ。古墳、古墳そしてまた古墳という古墳尽くしのツアーだが、見飽きない。歴史の知識が殆ど無いのだが、日本とは桁数の違う古代の遺跡なので、見飽きることがない。個々の遺跡の歴史への興味がこんこんと湧いてくる。

ペルゲはアンタルヤの東方15kmの所にある。ヘレニズム期の門とローマ時代の門があり、市街の中心の構築された水道設備は凄い。遥か南のアクロポリスから引いてきたという水道が街の中央に流れ、両脇に市道が走る。左側の城壁に沿ってローマ時代の浴場があり、右側は支柱の外にアゴラや商店がならぶ。ガイドはアゴラの脇にある大きな大理石は肉屋の看板だと教える。



古代都市ペルゲにあった肉屋の看板

私が驚いたのはローマ時代の門とヘレニズム（ギリシャ）時代の門の間に初代キリスト教の教会堂があり、それはパウロの第一回の伝道の後に建てられたものではないかと考証されているという説明を聞いたことだ。思わず「パウロが」と口走った。ガイドは「はい、そうです」と頷く。「パウロの第一回宣教の第一声がここでねえ」と、来る前に、使徒行伝のパウロの伝道旅行を地道に調べておかなかったことを悔いた。

ペルゲの遺跡の真ん中あたりで、土地の婦人が2人、手編みレースの土産店を開いていた。小さな花瓶敷を数枚購入した。なにせ、パウロの世界伝道第一声が発されたペルゲなのだからと理屈を付けて。

遺跡の入口に土産物やコーヒーなどをサービスするショップがある。チャイをくださいと店の人に言うと、自動販売機にあると説明された。2台の自動販売機が並べて設置してある。ガイドも来て、チャイを飲み始めた。私は入口で拾った丸い小石を見せ、こんなに丸いのは川か海が近いのと聞く。「海はすぐそこですよ」とガイド。聞くまでもなかったことなのだ、ペルゲは港町なのだから。（口語訳新約聖書ではペルガという地名になっている）。大型バスで要所要所を巡り歩くから、土地土地の地形や地図が記憶されないのだ。

アスペンドスはペルゲの東 32km にある。この見どころはローマの 5 賢帝の一人、マルクス・アウレリウス皇帝（在位 161 ~ 180 年）の時代に建造された 1 万 5000 人以上収容する野外劇場だ。それは現在も使われていて、見学に内部へ入ると翌日から行うコンサートの準備中だった。巨大な劇場の全景を写すには、近くに居すぎる。近所にローマ時代の水道橋もあるらしいが、見学コースには入っていない。売店でチャイを買い、木陰にあるベンチで、喉を潤す。それにしても熱い。今日は 6 月 10 日。木陰の涼しさに救われる思い。

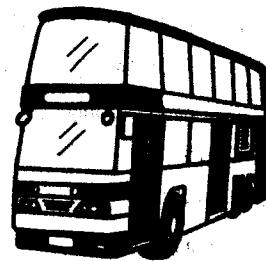
午後はアンタルヤに戻って市内観光。昼食後、最初に案内されたのはクルシュニルの滝。広い自然公園の中にこんな場所に滝があるなんてと、首をひねるような所に滝があった。次がアタテュルク像のある広場（ジウムフリエット広場？）。ここはカレイチと呼ばれる城内を見はらせる広場だ。カレイチの後ろの丘を平らにしたような場所で、城内から海までが見渡せる。左手下方向にイヴリ・ミナーレがあり、その周りに古めかしい家並が続く。公園の南側は開けた近代都市で、幅広く、交通量の多い道路。街の目抜き道路のようだ。

広場のアタテュルク像の脇の坂道を城内へと降ると、右手に統治者中の統治者の名を持つテケリ・メフメト・パシャ・モスクがある。入口前にモスク入場者が身を清めるための丸い泉水があり、周りは木立に囲まれている。左手は古い市場で古美術品や、伝統的な郷土人形（民族の家庭を模造した）が、現代の商品と同列に並べられている。その人形の一家に混ざって記念撮影ができるようになっている。サービスの行き届いたマーケットで、観光客の私たちにチャイやぶどう酒をサービスしてくれた。私は買うのを諦めた昔のイコン

が 30 ドルから 50 ドル位の価格で展示されていた。

ガイドはイスラム教徒なので、この古いモスクの説明を含めて、行われていたミサへの参加を勧めた。モスクの前ではバザールが開かれていて、幾台かの屋台や、古着のような衣装の売店が出ていた。ミサは約 30 分。次は、市場に入る。ここの説明はしたので、次の名所へ移ろう。そこはハドリアヌス門（3 つの門・チュ・カラブルと呼ばれる）だ。西暦 130 年ローマのハドリアヌス皇帝がこの町（当時はアッタレイア）を統治した記念に建てられた凱旋門だ。昔の轍で削られたアーチの床が歴史の時代を偲ぼせる。

最後がカラアリオウル公園。ハドリアヌス門から歩いて 2、30 分のところなのだが、疲れていて歩くのがつらい。地中海を見下ろす高台というもの、ジウムフリエット広場ほどの高台ではないが広い。コンクリート舗装された公園敷地が私の歩みを阻害する。海辺に来るとさすがに見晴らしがよく、ジェンデル・アンタルヤ・ホテルが見えるようだ。（その実確認できなかったのだが）。クルシュニルの滝の公園で食べたアイスクリームが無性に恋しい。



編集後記

○テレ朝流の表現をもってすれば、「とんでもないことが発覚しました。」何と川崎市はテレビ朝日が9月29日及び10月27日と2度スーパーモーニングで放映したことに文句をつけただけでなく、番組のスポンサーにまで圧力をかけていたのです。しかもテレ朝から回答を得ていながら、自分たちの言い分は市のホームページで垂れ流し続ける一方、しゃんとした回答なのに一日も掲載しないという常識では考えられない対応をしたのです。ことは言論の自由の問題です。川崎市議会でも論議すべき大問題ではないでしょうか。

○それだけではないのです。テレ朝への抗議文の中で10.28実行委員会を特定団体呼ばわりしているのです。黒岩公平さんのレポートを読んで下さい。

○市民集会に参加して気づいたことは、自分が問題関心を持っていると、他の人も当然同じように知識を持っていると思いがちであるがそうではないことが良く分かったことです。10.28集会、それに続く2回の小さな集会に

参加された人たちの声を読み返して改めて感じました。

○実行委員会は様々な分野で市民活動をしている人が立ち上げました。今回限りでは勿体無い。継続すべきだという声が出ています。解散してしまうのか、衣替えして存続するのか、2月23日（金）に《てくのかわさき》で方針を決めることになっております。関心のある方はご出席下さい。

○11月15日のKCT事件の衝撃の判決が波紋を広げています。篠原代表幹事の報告にもありますが、地方公共団体が旧自治省等所轄官庁の許可を得ずに損失補償を続けることは違法状態の放置です。一日も早く解消すべき事態です。日経の記事も併読して下さい。

○昨今、突如大きな話題となった政務調査費。全国の市民オンブズマンの積年の努力が漸く実を結び始めたようです。ただ残念ながら、世論に押されてひとまず体裁だけ整えようとの動きも見受けられます。川崎の議員さんがどんな対応をなさるか、しっかり監視してゆきましょう。 (清水)

会計報告 2006年4月1日～2007年1月27日

一般会計

収 入 (円)		支 出 (円)	
前期繰越	768,188	会報発行費	83,546
会費	412,000	コピー代	20,108
資料販売	8,400	情報公開請求	9,980
寄付金	46,000	会場費	17,800
利息	70	訴訟経費	2,550
		旅費交通費	245,100
		事務用品費	733
		通信費	10,500
		備品消耗品費	50,000
		図書費	0
		全国会費	10,000
		講師料	0
		HP管理費	5,000
		雑費	1,920
収入合計	1,234,658	支出合計	457,237
		残高	777,421
訴訟積立金			2,000,000

今後の予定

月例会議・学習会 いずれもどなたでも
ご参加いただけます。

2月 1日 (木)	会報第57号印刷・発送	13:30	中原区役所
2月20日 (火)	第10回拡大幹事会	18:30	てくのかわさき
2月23日 (金)	実行委員会	18:30	てくのかわさき
3月 4日 (日)	連絡会議拡大幹事会 (名古屋)		
3月16日 (金)	第11回情報公開度ランキング発表		
3月20日 (火)	第11回拡大幹事会	18:30	中原市民館和室
3月25日 (日)	会報第58号原稿〆切日		
4月 2日 (月)	会報第58号印刷・発送	13:30	中原区役所予定

第10回拡大幹事会は
てくのかわさき
第11回は中原市民館で
開催します
皆さん、ご参加下さい

発行 **かわさき市民オンブズマン**

所在地 郵便番号210-8544

川崎市川崎区砂子1丁目10番地2

ソシオ砂子ビル802 川崎合同法律事務所内

電話 044-211-0121 FAX 044-211-0123

振替 00270-3-85629

<http://www.kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp/>

E-mail: esihara28@kawasaki-ombuds.sakura.ne.jp

会報第57号 編集スタッフ 清水芳治・佐々木玲吉 2007.2.1.